

1 5. 「取扱い印刷物及び生産設備の一覧」の記入のしかた

- (1) この書類は、「物品調達」に業者登録申請をするかたで、「フォーム印刷」又は「その他の印刷」に「○」印を付けたかたが作成してください。
- (2) 「取扱い可能な印刷物の種類」欄には、自社で対応可能な印刷物の種類をすべて記入してください。
- (3) 「機械設備の内訳」欄には、印刷に使用する機器類で自社保有するものすべて（リース契約等により常時社内に保有している機器を含む。）について、「機種名・型式」及び「台数」を記入してください。
- (4) 「取扱い可能な印刷物」に「フォーム印刷」と記入した場合は、「フォーム印刷の確認」欄の該当するものに「○」を記入してください。